

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 035-395-5255 URL: http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/ e-mail: sida@union-kk.com	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会
-------------	---	---

本号の主な内容

- ◆ 解雇撤回の裁判闘争へのご支援を(4面) ◆ T短期大学不当解雇事件について(5面)

年収 300 万円以下の生活困窮者は返済猶予、金利棒引き、返還減免とし、奨学金難民を救済しよう

—政権交代の下での新しい情勢と奨学金問題の解決方向—

志田昇（首都圏大学非常勤講師組合副委員長）

総選挙の結果、自公政権が退場し、政権交代が実現した。学費・奨学金に関する政府の政策にも変化が生じている。たとえば、文部科学省は、公立高校の授業料の無償化や低所得世帯の高校生に返済不要の奨学金制度を設ける予算請求を行っている。こうした動きは、当組合も含めた運動の広がりによって、この1年間で、世論が大きく変化した成果である。

ただし、大学については民主党の公約は、希望者全員（現在は学生の3分の1）に奨学金を貸与するというあいまいなものであり、全額返済型の有利子貸与の場合には、将来、一世代を丸ごと破産させる時限爆弾になる危険性もある。この問題の重大性と解決の方向について、問題を提起したい。

[1] 奨学金難民の発生—博士課程修了者の2割が蒸発（人文科学系）

大学の学費は、この30年間に私立で5.6倍、国立で47.2倍（物価は2.9倍）

に上昇した。逆に、親の収入はバブル崩壊後の長期不況のため低下し、当然、低所得世帯の出身者の大学進学は困難になった。ところが、不思議なことに、4年制の大学進学率は、引き続き増加し、20年前の2倍となり、ついに約半数が進学するまでになった。

また、大学院生も急増し、20年間に約4倍化した。これを支えたのが10年間に10倍に急増し今や奨学金の4分の3を占めるにいたった利子つき奨学金である。奨学金の貸与額全体も10年で3倍になっている。

他方で、バブル崩壊後、賃金は低下し、大学を出ても正社員に採用されとは限らなくなり、約半数は不安定雇用の仕事にしかつげなくなったため、返済は困難になった。奨学金の最高貸与額は、大学生で月12万円、大学院生で月15万円である。大学だけで576万円となり、3%の利子つきの場合、返還総額は約775万円である。大卒初任給は平均月19万5800円とされているが、20年間で返すとして、

奨学金返済だけで月に約3万2000円かかるので、正社員でも実質的にはワーキングプアになってしまう。まして、不安定雇用のフリーターは当然返済不能になる。こうして、社会人としてのスタートの時点で、返済不能の債務を抱えた奨学金難民が大量に生まれつつある。

大学院の場合、事態はもっと深刻である。大学院だけで最大900万円貸与されるので、利子つきの場合、返済額は1000万を超える。博士課程修了者の就職率は、大学院生の4倍化の影響もあって、全体で58.8%（2007年）、人文科学系では35%しかない。このため、人文科学系の博士課程修了者の中には、社会人としてのスタートの時点で500万円から1000万円の債務を抱えて、年収200万円前後という人が少なくないと思われる。

人文科学系の博士課程修了者の19%が死亡・不詳（水月昭道『高学歴ワーキングプア』21頁参照）とされているが、蒸発の最大の理由は、奨学金が返せないためと推定される。現在は、奨学金の未回収率は、わずか1.99%だが、今後は、返せない人が激増するだろう。

[2] 奨学金の会の提言

当組合も加入している共闘組織「奨学金の会」は、①学費負担の軽減、②奨学金無利子枠の拡大、③給与制奨学金の創設、④返還者の負担軽減、などを提案している。また、当面の緊急提言として、

- ・経済状況に応じた入学金・授業料減免制度を倍増させること。
- ・低賃金・失業等返還困難な場合、奨学金返還者の収入が300万円以下の者はそれに達するまで返済猶予すること。

- ・延滞金の減免措置を制度化すること。
- ・ブラックリスト化等の回収強化策をやること。
- ・返還の必要のない給与制奨学金を創設すること（パンフレット『ストップ！奨学金ローン化』より）などを求めている。この提言は全面的に支持できるものであるが、当組合としては、すでに返済不能に陥った奨学金難民の救済の課題に関して奨学金の会の提言を補強したい。

[3] 亀井大臣のローン返済猶予の提案

奨学金も、法律上は「債務」とされている。もちろん、「借りたものは返せ」というのが原則であるが、債務にも貸付けの上限や金利の制限があるし、生活困窮などの理由で払えない場合の救済措置もある。

たとえば、貸金業規制法第13条では、年収の3分の1を貸し付けの上限としている。また、「債務」であるから自己破産すれば、当然返済免除となる。自己破産以外に、個人の民事再生の手続きによる債務の圧縮も可能である（債務5分の1～10分の1に、ただし、連帯保証人も同じ手続きをする必要がある）。さらに、金利の上限を超えた過払い分は返還されることになっている。

最近の動きとして、注目されるのは、亀井大臣の平成徳政令の提言である。中小企業の借金や住宅ローンを返済猶予にすることが提案されている。その場合、当然「教育ローン」についても返済猶予の対象とすべきではないだろうか。

[4] 奨学金難民の救済のために

まして奨学金は、ただの「教育ローン」ではない。教育を受ける権利（憲法 26 条）及び教育の機会均等（教育基本法第 4 条）という奨学金制度の理念に基づき、奨学金難民には「サラ金被害者」等よりもさらに手厚い救済措置が求められているのではないだろうか。

① 中小企業や住宅ローンだけでなく、奨学金にも返済猶予を

まず、低賃金・失業等で返還困難な場合、奨学金返還者の収入が 300 万円以下の者はそれに達するまで返済猶予することが必要である。

現行制度でも、年収 300 万円以下の場合、5 年間は返済猶予が認められているが、5 年後には、さらに困難になっている例も多いので、引き続き猶予を認めるべきである。自公政権のもとでも、文部科学大臣は 2009 年 7 月 3 日に行われた「教育安心社会の実現に関する懇談会」で「5 年の猶予期間は短いのではないか」と発言していた。自民党の文部科学大臣でさえ、検討しようとしていたのであるから、猶予の延長はだれもが納得する措置である。新政権が返済猶予期間を延長するように要求しよう。

② 金利分の棒引きによる減額

しかし、年収 300 万円以下の人は返済猶予になったとしても、1000 万円以上の利子つき債務があるのでは、一生実質年収 300 万円以内で暮らすことになりかねない。

返済猶予だけでなく、返還額の圧縮なしに問題は解決しない。

まず、考えられるのは、金利分を減額することである。奨学金はもともと無利子が原則であり、実際に、1984 年に有利子奨学金が導入されるまで、無利子であった。有利子貸与を導入した際にも、国会の付帯決議で「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討すること」とされている。もともと、奨学金に利子をつける方がおかしいのだから、政権交代を機会に、利子つき奨学金は無利子とし、すでに払われた分は過払い金扱いにして、返済額を圧縮するべきである。たとえば、775 万円の返還額が 576 万円に圧縮されれば、払える人が大幅に増える。

③ 返済免除または返還額の上限の設定による救済

次に、生活困窮者については返済を免除するか、返還額に上限を設定すべきである、とくに、大学生の奨学金の場合、未成年の高校生に 500 万円もの巨額の金を貸す契約を結ぶのは異常としか言いようがない。教育ローンやサラ金の場合でも、通常返済能力のない者には貸さない。確かに、法的には、親が保証人になれば借りられるが、当然貸し手責任が生じる。したがって、大学生の時に、奨学金を貸与され、現在返済不能になっている生活困窮者については、貸し手責任を明確にして、返済免除とするか、貸金業規制法の趣旨を参考に返済額の上限（高校生が契約できるのは、大卒初年度の年収の 3

分の1以下、例えば、100万円までとする)が設定されるべきである。

大学院生の奨学金についても、生活困窮者については返済を免除するか、返還額の上限(たとえば、200万円程度)を設定し、それ以上貸与された奨学金は返済免除とするべきである。

もともと、奨学金は、必ずしも全額返済を原則とするものではなく、むしろ、事情によっては返済を免除したり減額したりするのが奨学金の本来の姿である。

実際に、最近まで、専任の教員や研究者になれば、返済免除になった。また、かつては低所得世帯出身で成績優秀な者に対して特別奨学金という制度があり、たとえば、月5000円の奨学金を貸与された場合、返済は3000円分でもよかったのである。

[5] 奨学金難民の救済の意義

博士課程修了者(とりわけ人文科学系)は、債務の額が最大で、就職率が最低な

ので、奨学金難民の問題が最も顕著になっている。博士課程修了者(とりわけ人文科学系)の多い、非常勤講師の組合がこの問題を取り上げるのは当然である。

また、現在すでに返済不能になっている奨学金難民は、社会全体から見れば、まだ少数であるが、いわば炭鉱のカナリヤのような存在である。彼らはこのままでは近い将来に大惨事が確実に起こることを予告しているのであり、今のうちに救済措置をとることは、将来の大量の犠牲者を生まないことにつながるのである。

また、返済猶予、金利棒引き、返還減免が実現すれば、現在運動が急速に発展している学費無償化や奨学金給付制の運動の追い風にもなる。

政権交代を、二大政党による政権たらいまわしに終わらせず、社会を変えるチャンスとするために、まずその第一歩として奨学金難民を救済しよう。

解雇撤回の裁判闘争へのご支援 お願いします

衣川 清子

私は2008年4月に、それまで19年間専任教員(准教授)として勤務していた埼玉女子短期大学(私立、埼玉県日高市)を「教員としての適格性・協調性に欠ける」として解雇(普通解雇)され、その無効を東京地方裁判所に訴えて闘ってきた

ましたが、2009年7月、地裁から「解雇有効」との不当判決を受けたため、東京高等裁判所に控訴したところです。専門はアメリカ文学で、現在、東京都三鷹市の武蔵野外語専門学校で週3コマ英語を教えています。

解雇理由として挙げられたのは、「学生への菓子配布」「任意の授業公開拒否」「学内正常化要求」など、理由として成立しそうもない、ほとんど言いがかりに近いもので、しかも長期間にわたってまったく問題にされていなかったものでした。解雇を正当化するために集めてきたものであることは明白です。また、就業規則所定の普通解雇の要件は「懲戒解雇事由に該当すること」であるのに、懲戒事由があるかどうかを調査する学内の人事委員会も開かれず、教員がかかわらない理事会主導の「調査」で解雇手続が強行されました。

地裁では20も挙げられた「解雇事由」一つ一つについて反論し、理由の不存在を立証しましたが、地裁判決は、私の「授業に特段問題がなく、学生からの信頼も厚い」と認定しながら、学校側による私に対する人格攻撃をそのまま受け入れ、作り出された「理由」を解雇相当としてむりやり認定し、手続違反も見逃しています。

これはいわば、「学校側が当該教員に問題があると主張すれば裁判所は介入せずそれを認める」ということで、もしこれが通用するなら、専任でも非常勤でも任期付でも、およそどんな身分であろうと教員の身分保障などないに等しく、大学の自治や学問の自由が侵害され、自由

な研究教育活動が阻害され、大学教育が成り立たなくなる事態になってしまいます。

今後、高裁での弁論が展開されますが、公正な審理が行われるよう注目していく必要があります。逆転解雇無効判決を勝ち取るためのご支援をどうかよろしくお願いいたします。(きぬがわ きよこ)

* 3つの支援のお願い

「支援する会」では以下の3つの支援活動をよびかけています。

①裁判傍聴 第1回口頭弁論が10月29日(木)11時半から、東京高裁8階824号法廷にて行われます。傍聴にご参加ください。

②カンパ 訴訟活動支援のためのカンパを募っています。

ゆうちょ口座 10040-10026961

「衣川清子さんを支援する会」
他の金融機関からは ゆうちょ銀行
〇〇八(ゼロゼロハチ)支店 普通預金
口座番号 1002696

③署名 署名は700を超えています
が、まだまだ必要です。どうぞご協力を
お願いします。

*裁判の進捗状況や資料はホームページ
<http://www.kinugawasupport.com/>
をごらんください。

*首都圏大学非常勤講師組合は、このような理由のない解雇に承認を与える地裁判決を不当なものと考え、衣川さんの裁判闘争を支援することに決定しました。

T 短期大学不当解雇事件について

組合員 Y.S.

平成18年9月のT短期大学による不当解雇に対する訴訟が、去る平成21年6

月4日、水戸地方裁判所において、「契約期間の相互確認と契約期間満額の給与支払い」という和解により終了いたしました。

長期にわたる裁判でありましたが、このような「勝訴的和解」を勝ち取ることができましたことは、志田様、武藤様はじめ、組合員の皆様のご助力のお陰と心より感謝する次第でございます。

以下、この裁判の経緯をご報告させていただきます。

平成18年当時、私はT短期大学幼児教育保育学科において器楽(ピアノの実技)を担当しておりました。

この科目は数名の教員が共同して担当するものでしたが、その教材の譜面に基本的音楽理論上のミスがありましたので、私は、赴任以来、学生にその訂正を行ったうえ指導し続けてまいりました。

そして、平成18年の春セメスター期末試験において、教材譜面上にミスのある楽曲が試験課題曲に指定され、その掲示発表において譜面ミスの訂正は無く、そのうえ楽典(音楽の基本的理論)上全く間違っただけの指示であることに驚き、また、それは私の指導内容と当然のことながら異なってしまうことから、ちょうど昼休みに居合わせたI専任講師に「ちょっとおかしくないですか?」と問いかけたことが、以後ハラスメント、不当解雇という大きな問題に発展してしまいました。

幼児教育保育学科の音楽ですので、課題曲は幼児のための「童謡」ですし、音楽の理論と言っても、小学生レベルの基本中の基本のことですので、私としては、よくある「うっかり間違い」と簡単に解決するもの、との単純な思いでI専任講師に対して指摘したつもりでした。

しかし、その意に反し、I専任講師は「間違いは無い。全く訂正する気は無い」「勝手な理論を振り回されては困る」など、私を罵倒するのみで、全く聞く耳を持たないという態度が続き、私はただ嘔然とするばかりでした。

私は、教員としての責任上、学生に間違っただけの事を教える事は出来ず、また、この基本的な理論は「保育士試験」などでの頻出問題であることもあり、やむなく、「課題の掲示が間違いである」ことを学生達に告げ、「期末試験では私の指導どおりの演奏を行う事」と指示をし、「成績は私が全て責任を持つから心配するな」と付け加え、試験日を迎えました。

その試験終了後、I専任講師を含む器楽担当教員全員にT副学長(声楽)が加わり、「非常勤は専任の方針に従うべきである」「まともに音楽を勉強したことがあるのか」「こんな非常識な人とは働けない」などと長時間にわたって罵倒され、T副学長より「これでは授業はさせられない。そこのところは考えて」との退職を促す捨て台詞で春セメスターは終了いたしました。

私は、これではあまりにも学生達が気の毒である、との思いから、T学長宛に授業内容改善要求の手紙を、私の恩師の「意見書」も添えて、数回にわたり郵送いたしました。何ら回答は無く、最終的に、学長名で「本学の方針である。春セメスターをもってご辞退いただきたい」旨の手紙を受け取り、それに対する、「承服できない」と私の抗議文に対しても無回答であったため、T短大との労働関係は私にとって大変不本意に終了し、結果、T短大を提訴するに至りました。

私の離職後、出版社にミスの指摘をし

ましたところ、出版社より謝罪と感謝の手紙とともに訂正版をご郵送いただきました。

また、T短大のサイトを確認いたしましたところ、翌年度より教材を他社のもの(音楽理論にかなったもの)に変更し、I専任講師の担当する「音楽の基礎」のシラバスには、私の指摘した「基礎的理論、そのものを新たに加えている、という事実も判明いたしました。それにもかかわらず、裁判においてT短大側は「I専任講師に何ら間違いは無い。Y.S.が勝手な持論を振り回した」と述べ立て、私の指摘が「懲戒処分にも値する非行行為である」ともとられる主張を押し通す始末でした。

果てには、私の代理人であるM弁護士までもが、T短大側の言い分のみを私に押し付け、「受け入れなければ、裁判所から報復的判決を受ける」とまで言って、T短大に都合の良い和解を強要するという、全く予期せぬ展開に至り、裁判制度までも疑わざるをえない現実に愕然とするのみでした。

私は、M弁護士に全てを報告し、十分協議もしましたので、訴状に「一方的契約解除」ともあることから、いわゆる「労働問題」としての裁判を起こしたものと何の疑いも無く思っておりましたが、上記事態によって代理人に不信感を持つに至り、知人弁護士、組合の志田様、武藤様などにご相談いたしましたところ、一様に、「この訴状では、民法上の契約不履行ということにしかならず、労働問題にはなっていないし、こちらに有利な法律を全く使っていないのだから、これでは勝てるはずは無い」とのご意見をいただき、この裁判が、「訴状」の段階において、

すでに話にならないものであったという事実を知る結果となりました。

以後、そのM弁護士は「大学側はあなたを解雇する権利があるんですよ」「他の教員と違う事を言われては大学も迷惑ですわ」など、一貫してT短大擁護の立場での対応であったため、即座にM弁護士には辞任をお願いし、知人弁護士の紹介により、水戸のT弁護士に引き継いでいただくことになりました。

このような「訴状」にもかかわらず、M弁護士を信頼しきったことに、私自身の訴訟知識の無さを、ただただ恥じるばかりではありますが、M弁護士に関して述べますと、インターネットでの弁護士ランキングでは上位(大阪4位、全国25位)に位置し、大阪大学法学部非常勤講師をはじめとする教職にも携わり、メディアに取り上げられることもしばしばであったようですが、世間を賑わした「船場吉兆事件」の代理人として頻繁にマスコミに登場したことは特に有名です。

そして、現在は、来年度の大阪弁護士会副会長候補でもあるという弁護士です。

幸い、私の事件におきましては、上記のM弁護士による非行行為にもかかわらず、裁判官よりT短大側に対し「懲戒解雇にいたる理由を説明せよ」との強い質問をしていただき、また、後任のT弁護士には「労働法で固めた準備書面」をご作成いただくことができましたが、T短大側からは、そのいずれに対しての回答、反論も一切無く、その結果、初めに述べましたように、「雇用期間の相互確認と契約期間賃金満額支払い」という裁判所が提示した「和解案」どおりの「勝訴的和解」を勝ち取ることができました。

ただ、残念な事は、M弁護士が「労働

問題」とせず、提訴の段階で「地位保全」をしていなかったことにより、私の労働者としての地位はすでに無いものとされ、職場復帰、または翌年度以降期待される契約更新分の給与に対する請求権を失ったことです。

しかし、職場における教員としての私の行動、言動に何ら問題が無かったとT短大側に認めさせたことは、私が最も望んだ結果であり、M弁護士作成の「訴状」において労働問題ですらなかった事件を、このような結果に導いていただいたことは、その裁判官とT弁護士の誠意に、ただただ頭が下がるばかりです。

そもそも訴訟自体は上記のとおり「不当解雇」に対するものでありましたが、この事件を通して、専任教員と非常勤教員の格差というものが、労働条件の差別に留まらず、専門分野における知識、能力に対する差別にも繋がっているという大変悲しい事実を知ることになりました。

教育の現場での専門性に関してまでも、少なくともこのT短期大学においては、非常勤という勤務体系の差によって見下げられ、「明らかに間違った」指導内容ですら、専任の方針であることのみを理由に正しいとされ、当時FD委員長であり音楽家でもあるT副学長までもが音楽的判断を全くせず「専任に従え」の一点張りで、最終的に、専任に従わないことのみを理由に非常勤は解雇する、という事実が日本の大学教育現場でまかり通っているのです。

水戸地裁の裁判官からも「音楽に関しては十分承知したが、裁判所は教育内容には触れることは難しい。このような能力にあまりにも格差のある職場とは縁を

切るしかない」とのご意見もいただき和解にいたりました。

今回のT短期大学事件を通し、専任、非常勤の格差によって、学生達が少なからず被害を受けている現実を体験し、非常勤講師組合の活動、そして非常勤教員の地位の向上は、我々教員の立場としての問題にとどまらず、学生にとっての正しい教育を受ける権利を守り、そして将来に向けて、日本の大学教育全体における質の向上に多大なる貢献をなすものと痛感いたしております。

また、明らかに非行行為を行ったと思われるM弁護士については、大阪弁護士会市民窓口の担当弁護士の助言などにより、現在、大阪弁護士会に対し「懲戒請求」を行っておりますので、その結果なども改めてご報告致したいと思っております。

組合員の皆様への感謝の気持ちとともに、今後の組合の発展と非常勤教員の地位向上を願ってやみません。

[編集後記]

いつも編集後記を載せるスペースがなくて省略してしまうのですが、今号はめずらしくスペースが残りました。何か大切なものを載せ忘れていないか心配です。前号に引き続いて、副委員長の志田昇さんに「奨学金難民」のテーマで原稿をお願いしました。9月13日の執行委員会の前に行われた学習会の成果をまとめたものです。前号の「1コマ月額5万円を実現し、だれでも年収300万以上の社会へ」もなかなか好評のようですが、こちらは今年度の統一要求と連動しています。(行)